

- 兼業先との利益授受の状況は適切か。
- ②病院経営や医薬品購入等への関与はないか。
- ③非常勤医師給与以外の報酬等の授受がないか
 - 特別な事情により兼業先での勤務が多くなり、予想以上に多額の手当をもらうことが頻発していないか。
- ④研究との区別が明確か。
- ⑤金銭以外の利便の供与を受けていないか。
- ⑥親族等への金銭および利便の供与はないか。
- ⑦社会的説明
 - 兼業活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的理解が得られるものか。
- ⑧大学の基本方針の確認
 - 大学の基本方針にマッチしたものか。
- ⑨責務相反状態の考察
 - 実施時間数、実質時間数、実施回数は適切か。
 - 本務との関係は適切か。
- ⑩法的違反・学内規則違反への考察
 - 兼業申請、兼業実施において大学の教員としての義務を果たしているか。
 - 社会貢献等が盾になっていないか。
 - 兼業申請は適切か。

(2)産学官連携活動全体における総合的な利益相反状態の検討

- ①兼業による金銭等利益授受の状況
 - 兼業件数は適切か。
 - 年間総報酬は適切か。
 - 親族の利益授受があるか。
- ②申請先以外への産学官連携活動状況
 - 兼業申請先と他の兼業企業との因果関係が考えられるか。
 - 公的機関と兼業申請先との因果関係が考えられるか。
 - 他の医療機関との因果関係があるか。
- ③社会的説明
 - 産学官連携活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。
- ④大学の基本方針の確認
 - 大学の基本方針にマッチしたものか。
- ⑤責務相反状態の考察
 - 実施時間、実質時間（移動時間を含む）、兼業回数は適切か。
 - 学内活動に支障があると判断されないか。
 - 本務とのバランスは適切か。
- ⑥法的違反・学内規則違反への考察
 - 研究優先、社会貢献優先により学内規則等が無視されていないか。
 - 兼業が妥当か。

3・2 対価を伴わない場合

1) 兼業による金銭等利益授受の状況

報酬を伴わないだけで、他の状況は対価を伴う場合と同様であることから、3・1・1と同様な検討が必要である。特に報酬に対する見返りが問題となる。

(1)民間機関等営利企業の兼業

3・1・1の9)（民間機関等への兼業に対する検討項目のまとめ）の項目で検討する。

(2)大学発ベンチャーへの兼業

3・1・2の10)（ベンチャー企業への兼業に対する検討項目のまとめ）の項目で検討する。

(3)公的機関への兼業

3・1・3の8) (公的機関への兼業に対する検討項目のまとめ) の項目で検討する。

(4)NPO 法人への兼業

3・1・4の8) (NPO 兼業に対する検討項目のまとめ) の項目で検討する。

4 兼業以外の産学官連携に伴う利益相反状態の検討

4・1 共同研究、受託研究、寄附金授受

(1)共同研究等研究先との金銭等利益授受の状況

○研究先等から利益授受があるか。

(2)公的に承認された資金の獲得状況

①共同研究

○共同研究経費が妥当か。

○テーマの設定が適切か。

○契約内容が妥当か。

②受託研究

○受託研究経費が妥当か。

○テーマの設定が適切か。

○契約内容が妥当か。

○研究成果の取扱いが適切か。

○適切な受入決定がなされているか。

③寄附金

○寄附行為の主旨が理解できているか。

○技術移転が適切に行われているか。

○技術指導等による有利な情報提供がなされていないか。

○寄附金による兼業活動への疑念やバイアスを発生させる原因となっていないか。

(3)知的財産管理

○共同研究先との特許出願はあるか。

○知的財産の取扱いおよび管理状況は適切か。

○研究成果が流出していないか。

○研究成果の取扱いが適切か。

○適切な帰属決定がなされているか。

(4)金銭以外の利便の供与

○利便の授受があるか。

○装置、試薬等の供与が適切に処理されているか。

○親族への利便の供与があるか。

(5)学生・教職員との関係

○共同研究等への参加状況はどうか。

○学生への配慮は適切か。

(6)組織との利便関係

○組織との間に利益相反状態が発生していないか。

○実施場所に問題はないか。

(7)共同研究等研究先以外との研究状況

○共同研究等に伴う研究範囲、研究成果が明確に区別されているか。

○研究費等が適切に活用されているか。

○守秘義務等の遵守が可能な状況にあるか。

(8)社会的説明

○研究開発活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。

(9)大学の基本方針の確認

○大学の基本方針にマッチしたものか。

(10)責務相反状態の考察

○本務とのバランスは適切か。

(11)法的違反・学内規則違反への考察

○研究優先、社会貢献優先により学内規則等が無視されていないか。

○個別契約等の約定が存在しないか。

4・2 知的財産の技術移転

(1)技術移転先との金銭等利益授受の状況

①共同出願

- 技術移転による報酬の内容：株式等、金銭など
- 報償金のバランスが適当か：企業と大学
- 技術移転先との関係
 - ・親族の利益授受があるか。
 - ・移転に伴う利益授受以外の利益の供与があるか。

②譲渡

- 共同研究先と利害関係があるか。
- 知的財産権の対価は適正か。
- 発明者、企業、TLO、大学がWIN-WINの関係にあるか。

(2)公的に承認された資金の獲得状況

①共同研究、受託研究

- 共同研究、受託研究の内容および実施時期。
- 研究経費が妥当か。
- テーマの設定が適切か。
- 契約内容が妥当か。

②寄附金

- 技術移転先からの寄附金の受入があるか。

(3)知的財産管理

- 公的承認の利益供与先との特許出願はあるか。
- 知的財産の取扱いおよび管理状況は適当か。
- 研究成果が流出していないか。
- 研究成果の取扱いが適切か。
- 適切な帰属決定がなされているか。

(4)金銭以外の利便の供与

- 利便の授受があるか。
- 装置、試薬等の供与が適切に処理されているか。

(5)学生・教職員との関係

- 学生への配慮は適切か。

(6)組織との利便関係

- 組織との間に利益相反状態が発生していないか。

(7)技術移転先以外との移転案件

- 技術移転先以外に類似の研究先があるか。
- 技術移転先以外との研究成果の取扱いを明確に示しているか。
- 守秘義務等の遵守が可能な状況にあるか。

(8)社会的説明

- 技術移転活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。

(9)大学の基本方針の確認

- 大学の基本方針にマッチしたものか。

(10)責務相反状態の考察

(11)法的違反・学内規則違反への考察

- 研究優先、社会貢献優先、技術移転優先により学内規則等が無視されていないか。

4・3 無届による産学官連携活動

(1)無届け兼業先との金銭等利益授受の状況

- 報酬を受けているか。

(2)公的に承認された資金の獲得状況

- 共同研究、受託研究を行っているか。

- 寄附金を受けているか。
- (3)知的財産管理
 - 研究成果が流出していないか。
 - 研究者の専門性と企業の業務内容と類似性はあるか。
- (4)金銭以外の利便の供与
 - 利便の授受があるか。
 - 装置、試薬等の供与が適切に処理されているか。
 - 親族への利便の供与があるか。
- (5)学生・教職員との関係
 - 学生、教職を巻き添えにしていないか。
- (6)組織との利便関係
 - 組織との間に利益相反状態が発生していないか。
 - 実施場所に問題はないか。
- (7)無届け兼業先以外との研究状況
 - 共同研究等が実施されているか。
 - 研究費等が適切に活用されているか。
- (8)社会的説明
 - 社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。
- (9)大学の基本方針の確認
 - 大学の基本方針にマッチしたもののか。
- (10)責務相反状態の考察
 - 本務への影響の程度はどの程度か。
- (11)法的違反・学内規則違反への考察
 - 学内規則への対応をどのようにするか。

4・4 物品の購入

- (1)物品購入先による金銭等利益授受の状況
 - 物品購入先から兼業などの報酬を受けているか。
 - 購入先に出資をしていないか。
- (2)公的に承認された資金の獲得状況
 - 共同研究、受託研究を行っているか。
 - 寄附金を受けているか。
- (3)知的財産管理
 - 物品と特許との関係はあるか。
- (4)金銭以外の利便の供与
 - 利便の授受があるか。
 - 購入者と購入先とどのような関係があるか。
- (5)学生・教職員との関係
- (6)ベンチャー企業等と購入者（研究者）との利便関係
 - ベンチャー企業の経営状況。
 - 購入物品が研究に必要不可欠で、代替品はないか、必然性があるか。
- (7)共同研究等研究先以外との研究状況
- (8)社会的説明
 - 物品購入に対して社会的説明責任を果たせるか。社会的納得が得られるものか。
- (9)大学の基本方針の確認
 - 大学の基本方針にマッチしたもののか。
- (10)責務相反状態の考察
- (11)法的違反・学内規則違反への考察
 - 研究優先、大学発ベンチャー優先により学内規則等が無視されていないか。
 - 学内規則に沿って行われたものか。

○機器審査委員会の了承を得たものか。

4・5 研究試料等企業からの研究支援

(1)研究支援受入先との金銭等利益授受の状況

(2)公的に承認された資金の獲得状況

○共同研究、受託研究を行っているか。

○寄附金を受け入れていないか。

(3)知的財産管理

○研究成果が流出していないか。

○契約上の研究成果の取扱が適切か。

○適切な帰属決定がなされているか。

○権利保有が適切であるか。

(4)金銭以外の利便の供与

(5)学生・教職員との関係

(6)組織との利便関係

(7)研究支援先以外との研究状況

○研究支援に伴う契約等の守秘義務等が遵守されているか。

(8)社会的説明

○研究支援に対する社会的説明責任を果たすことができるか。社会的納得が得られるものか。

(9)大学の基本方針の確認

○大学の基本方針にマッチしたものか。

(10)責務相反状態の考察

(11)法的違反・学内規則違反への考察

○研究優先により学内規則等が無視されていないか。

○契約等の締結内容が適切か。

○規則に沿った手続きがされているか。

4・6 無報酬兼業

①公的に承認された資金の獲得状況

○共同研究、受託研究を行っているか。

○寄附金を受けているか。

②知的財産管理

○研究成果が流出していないか。

③金銭以外の利便の供与

○利便の授受があるか。

○装置、試薬等の供与が適切に処理されているか。

○親族への利便の供与があるか。

④学生・教職員との関係

⑤組織との利便関係

○組織との間に利益相反状態が発生していないか。

○実施場所に問題はないか。

⑥無報酬兼業先以外との研究状況

⑦社会的説明

○兼業活動は社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。

⑧大学の基本方針の確認

○大学の基本方針にマッチしたものか。

⑨責務相反状態の考察

⑩法的違反・学内規則違反への考察

○研究優先、社会貢献優先により学内規則等が無視されていないか。

○契約等の締結が存在しないか。

○兼業申請は妥当か。

5 組織の産学官連携活動による利益相反状態の検討項目

5・1 寄附講座

- (1)研究支援受入先との金銭等利益授受の状況
 - 寄附先との利益授受はあるか。
- (2)公的に承認された資金の獲得状況
 - 共同研究、受託研究を行っているか。
 - 寄附金を受け入れていないか。
- (3)知的財産管理
 - 研究成果が流出していないか。
 - 契約上の研究成果の取扱いが適切か。
 - 適切な帰属決定がなされているか。
 - 権利保有が適切であるか。
- (4)金銭以外の利便供与
 - 装置、設備など利便供与はないか。
- (5)学生・教職員との関係
- (6)組織との利便関係
- (7)研究支援先以外との研究状況
 - 寄附先以外と同様な共同研究等を行っているか。
 - 寄附講座開設時の契約等の守秘義務等が遵守されているか。
- (8)社会的説明
 - 寄附講座によ研究活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。
 - 研究成果に対する社会的信頼の確保がなされているか。
- (9)大学の基本方針の確認
 - 大学の基本方針にマッチしたものか。
 - 講座設置の目的に合致するか。
 - 公的貢献度が高いか。
 - 寄附講座の受入ルールや大学の基本方針が明確にされているか。
- (10)責務相反状態の考察
- (11)法的違反・学内規則違反への考察
 - 研究優先、社会貢献優先により学内規則等が無視されていないか。

5・2 共同研究（経費を伴わない場合）

- (1)共同研究先との金銭等利益授受の状況
 - 共同研究先との利益授受はあるか。
- (2)公的に承認された資金の獲得状況
 - 研究活動は適切に行われているか。
 - 共同研究契約関係にあることで相手先企業の売名行為・借入金の証拠物件に利用されていないか。
 - 寄附金を受け入れていないか。
 - 公的機関とのプロジェクト研究が実施されていないか。
- (3)知的財産管理
 - 研究成果が流出していないか。
- (4)金銭以外の利便の供与
 - 共同研究先からの装置等の利便の供与があるか。
- (5)学生・教職員との関係
 - 学生、教職員の関与はあるか。
- (6)組織との利便関係
 - 共同研究内容等実施に対する評価が可能か。
 - 共同研究規則に明示されているか。

○共同研究経費が無くて、大学施設の活用が可能か。

(7)研究支援先以外との研究状況

○共同研究や大型プロジェクト研究等が実施されているか。

○研究支援に伴う契約等の守秘義務等が遵守されているか。

(8)社会的説明

○共同研究等研究活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。

(9)大学の基本方針の確認

○大学の基本方針にマッチしたもののか。共同研究に対する基本方針は明確か。

○研究活動に附随して間接的に発生する業務は存在しないか。

○間接的な業務がある場合、活動原資に運営費交付金を使用されることへの学内コンセンサスはあるか。

(10)責務相反状態の考察

(11)法的違反・学内規則違反への考察

○研究優先になっていないか。

○共同研究規則に適合しているか。

5・3 間接経費の免除

(1)研究支援受入先との金銭等利益授受の状況

○間接経費の申込先から利益授受がないか。

(2)公的に承認された資金の獲得状況

○共同研究、受託研究は適切に実施されているか。

○寄附金を受け入れていないか。

(3)知的財産管理

(4)金銭以外の利便の供与

○間接経費免除申請先から金銭以外の利便供与を受けていないか。

(5)学生・教職員との関係

(6)組織との利便関係

○免除の判断が適切にできているか。会議等の判断を仰いでいるか。

○組織としてのポリシーがあるか。

(7)兼業先以外との研究状況

(8)社会的説明

○間接経費免除が公的機関として貢献度の高いもので、社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。

(9)大学の基本方針の確認

○大学の基本方針にマッチしたもののか。

○本来間接経費で負担すべき事項を、直接経費、運営費交付金等で負担していないか。

(10)責務相反状態の考察

(11)法的違反・学内規則違反への考察

○研究、社会貢献が優先されていないか。

○規則に沿った手続きが可能か。